

作成日 2000年3月31日
改定日 2016年6月1日

安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

製品名	食品添加物 アイコク イスパタ
会社名	大宮糧食工業株式会社 相模原工場
住所	神奈川県相模原市緑区橋本台1-30-23
電話番号	042-771-2580
FAX番号	042-771-2611

2. 危険有害性の要約

GHS分類 健康に対する有害性

急性毒性(経口)	区分4
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2A
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分2(神経系)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分1(全身毒性)

環境に対する有害性

水生環境有害性(急性)	区分2
水生環境有害性(慢性)	区分3

(注)物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、
上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

GHSラベル要素 絵表示又はシンボル



注意喚起語 危険有害性情報

危険
飲み込むと有害
強い眼刺激
神経系の障害のおそれ
長年にわたる、または、反復ばく露により全身毒性の障害
水生生物に毒性
長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き

ご使用前にSDSをお読みください。
【安全対策】
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
【応急措置】
飲み込んだ場合：気分が悪い時は医師に連絡すること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。
口をすすぐこと。
眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。
【保管】
直射日光や高温多湿、水濡れを避けて、施錠して保管すること。
【廃棄】
内容物／容器を国・地方自治体の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別
一般名
成分及び含有量

混合物
食品添加物 合成膨張剤

成分名	CAS No.	含有量	備考
炭酸水素ナトリウム	144-55-8	40.0%	
焼ミョウバン	10043-67-1	33.0%	表示・通知対象物
塩化アンモニウム	12125-02-9	20.0%	表示・通知対象物
d-酒石酸水素カリウム	868-14-4	0.5%	
小麦粉	—	6.5%	

4. 応急措置

吸入した場合

水でうがい後、新鮮な空気の場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息する。

皮膚に付着した場合

気分が悪い時は、医師の診断を受ける。
流水及び石鹼を用いて付着部を洗い流す。
刺激が続く場合は、医師の診断・手当てを受ける。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

眼に入った場合

清浄な水で数分間注意深く洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、刺激が無くなるまで洗浄を続ける。
刺激が続く場合は、医師の診断・手当てを受ける。

飲み込んだ場合

口をすすぎ、うがいをする。
間違っ大量に経口摂取した時は、大量の水を飲ませ指を喉に差し込んで吐かせる。

予想される急性症状及び遅発性症状

気分が悪い時は、医師の診断・手当てを受ける。
情報なし

5. 火災時の措置

消火剤

周辺火災の種類に応じた消火剤を用いる。

使ってはならない消火剤

粉末消火剤、二酸化炭素、散水、噴霧水、泡消火剤
棒状放水(本品があふれ出し、生物に対する有害性や環境汚染を引き起こすおそれがある。)

特有の危険有害性

火災中に熱分解し、刺激性又は毒性のガス及びヒュームを発生する可能性がある。
消火水は環境汚染を引き起こすおそれがある。

特有の消火方法

危険でなければ火災区域から容器を移動する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
有毒ガス等の接触を避けるため、消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

消火を行う者の保護

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置

漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。
皮膚、眼などの身体とのあらゆる接触を避ける。
粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。

環境に対する注意事項

河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。

回収・中和

封じ込め及び浄化方法・機材
二次災害の防止策

危険でなければ漏れを止める。
一般市民・水棲生物への影響が懸念される場合には、直ちに関係官庁・供給者に連絡する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策

局所排気・全体換気

安全取扱い注意事項

保管 技術的対策 保管条件

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。

取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

粉じん、ヒューム、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

飲み込まないこと。

眼に入れないこと。

特別に技術的対策は必要としない。

直射日光や高温高湿を避けて倉庫内に保管する。

水濡れ厳禁。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標)

日本産衛学会
ACGIH

設定されていない。

設定されていない。

TLV-TWA 2mg/m³(アルミニウムとして)(2015年版)

TWA 10mg/m³、STEL 20mg/m³(塩化アンモニウムとして)
(2009年版)

設備対策

工程で粉じん、ヒュームが発生するときは、換気装置を設置する。

保護具

適切な呼吸器保護具、保護手袋、保護メガネ、作業衣を着用する。

必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。

衛生対策

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。

取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態 形状

色

臭い

融点

沸点

引火点

自然発火温度

爆発範囲

蒸気圧

比重(密度)

溶解度

オクタノール・水分配係数

分解温度

粘度

粉末

灰白色

無臭～わずかに特有のにおいあり

混合物としての知見なし

混合物としての知見なし

混合物としての知見なし

混合物としての知見なし

混合物としての知見なし

混合物としての知見なし

混合物としての知見なし

混合物としての知見なし

混合物としての知見なし

混合物としての知見なし

混合物としての知見なし

10. 安定性及び反応性

安定性

危険有害反応可能性

避けるべき条件

混触危険物質

危険有害な分解生成物

通常取扱条件において安定である。

混合物としての知見なし

日光、熱

混合物としての知見なし

混合物としての知見なし

11. 有害性情報

成分名	有害性情報
焼ミョウバン	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分2A)
塩化アンモニウム	急性毒性(経口)(区分4)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分2B)、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分2:神経系)、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)(区分1:全身毒性)、水生環境急性有害性(区分1)、水生環境慢性有害性(区分2)

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性

混合物としての知見なし。
GHS混合物分類判定システムより算出

水生環境慢性有害性

混合物としての知見なし。
GHS混合物分類判定システムより算出

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上、処理を委託する。
必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。

汚染容器及び包装

容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

国際規制 海上規制情報

該当しない

航空規制情報

該当しない

国内規制 陸上規制情報

該当しない

海上規制情報

該当しない

航空規制情報

該当しない

特別安全対策

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法

対象物質:焼ミョウバン
名称等を通知すべき危険物及び有害物
(政令番号 第37号「アルミニウム水溶性塩」)
(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
名称等を表示すべき危険物及び有害物【平成28年6月1日から施行】
(政令番号 第37号「アルミニウム水溶性塩」)
(法第57条、施行令第18条第1号別表第9)
対象物質:塩化アンモニウム
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(政令番号:9-96)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR)	非該当
毒物及び劇物取締法	非該当
消防法	非該当
船舶安全法	非該当
航空法	非該当
水質汚濁防止法	対象物質: 焼ミョウバン ①生活環境項目(施行令第三条の第一項) 「水素イオン濃度」 〔排水基準〕 ・海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 ・海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下 ②指定物質(施行令第三条の三) 「アルミニウム及びその化合物」 対象物質: 塩化アンモニウム 有害物質(法第2条、令第2条、排水基準を定める省令第1条)

16. その他の情報

参考文献

GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHS対応モデルSDS情報	厚生労働省 職場の安全サイト HP
GHS混合物分類判定システム	経済産業省

記載事項は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関してはいかなる保証をなすものではありません。又、記載事項は通常取扱を対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。